

## 「ジェンダーと向き合う」

私たちが知っている生物学的な性差とは別に、社会的、文化的に形成された性別、性差をジェンダーといいます。

学校で「女だから理系進学は無理」「女が男に指図して生意気」と言われ、言いたいこと、やりたいことを女性が我慢することや、職場で「男だから」育児休暇を認められず、男性が子ども達と過ごす時間が短くなるのは、ジェンダーに根ざした問題です。

「リーダーシップを取るのは男性」というジェンダー意識は気付かないうちに「無意識の偏見」や「思い込み」として、性別による差別を決めつける行為につながります。実際に、女性がリーダーシップを発揮すると、きつい性格だと思われるのではないかという心配をする人や、就職し、将来的に管理職や総合職を望まない人もいるという話も聞きます。

男女格差を改善するための男女共同参画社会基本法の制定(平成11年施行)から20年経ち、平成27年には女性活躍推進法が成立しました。これにより、国や地方公共団体、民間企業等に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられました。さまざまな分野で活躍する女性のロールモデル(お手本になる人物)が働く女性の活力になり、ましてや働く親の姿は、子どものロールモデルとなり得ます。

朝霞市では、それいゆぷらざ(女性センター)で、男女平等社会の実現に向けた情報の収集や提供を行っており、毎年社会情勢に応じたテーマの「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」やイベントを開催し、参加することで今起きている問題に気づき、その問題と向き合うきっかけになると思います。

一人ひとりの能力が発揮でき、生き生きとした生活が送れるように、職場、家庭、地域においてジェンダーについて向き合うことから始めてみませんか。

※このコラムは、市と協働している男女平等推進事業企画・運営協力員が、日々の生活の中で感じている「男女平等」について執筆しています。

(次回は1月号に掲載します。)

問合せ/ それいゆぷらざ(女性センター) ☎463-2697

